

令和5年度群馬県主任介護支援専門員更新研修 実施要綱

1. 研修目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員に係る有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体 社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

3. 受講対象者

主任介護支援専門員の役割（多職種との連携、介護支援専門員に対する助言指導、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくり等）を実践している者で、研修実施機関において内容を審査し、主任介護支援専門員として実践を持ち、その水準にある者と認め申込時点で次の（1）から（5）のすべての要件を満たす者で、主任介護支援専門員の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

- （1）登録地が群馬県で、現に介護支援専門員として従事※1（5頁参照）している者
- （2）この研修及び、必要に応じて継続学習やOJT等の補足的な講習の全てを受講できる者
- （3）研修実施機関が提示するテーマ※2（6頁参照）について、上記、主任介護支援専門員の役割を実践している例（介護支援専門員に対する指導事例（事例概要・居宅サービス計画等、および指導経過は必須））を1つ提出できる者（自身の担当事例は対象外、指導をすでに終了した事例は可）
【注：いわゆる「一人ケアマネ事業所」等やむを得ない事情により指導対象者がいない場合のみ、自身が行った事例から、「自身が悩んだ事例」又は「誰かに相談したいと思った事例」を2つ提出（テーマ2つ以上を含む）することにより可とする。】
- （4）行政機関等との連携が円滑に行える者
- （5）次の①～⑤のいずれかの項目に該当する者

該当要件	
①	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験が計2年度（4月1日～3月31日）以上にわたり5回以上ある者 「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修を指し、5年以内（平成30年度～令和4年度）に経験した実績による。（例：R1年度3回・R2年度2回ファシリテーター経験あり。）
②	地域包括支援センターや職能団体等（*1）が開催する、法定外の研修等（*2）に年4回以上（*3）参加（*4）したことがある者 *1「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方は以下の通り イ 群馬県介護支援専門員協会（県内の地域支部を含む）、日本介護支援専門員協会（ブロック及び県支部を含む。） ロ 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 ハ 地域包括支援センター（保険者単位で実施しているもの） ニ 行政機関（群馬県・群馬県内の市町村） ホ 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件の一つとなっている法定資格の職能団体（県医師会、県看護協会、県介護福祉士会、県社会福祉士会等をさし、県内支部を含む） ヘ 在宅医療・介護連携支援センター（名称の例：「おうちで療養相談センターまえばし」）

※2「法定外の研修等」とは、「主任介護支援専門員としての資質向上」に関する次の内容により実施された研修・講演会・研究大会等をさす。

イ 介護支援専門員に対して助言指導を行うために必要なスキルを身につけるための内容

ロ 医療介護連携や多職種協働など地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりのための内容

なお、次の研修は可とする。

① 群馬県社協が実施するファシリテータースキルアップ研修

(平成30年8月25・26日)

② 群馬県社協が平成28年度から実施している実務研修実習指導者研修

(平成30年12月6日 令和元年12月4日)

※令和2,3,4年度実施なし(実務研修における見学・観察実習が中止のため)

※3「年4回以上」とは、平成30年4月1日以降において、4回以上参加した年度(4月1日～3月31日)が1回以上あることとする。ただし、複数日に及ぶ研修は、受講日数を回数として数えることも可とする。

※4「参加」について、オンライン形式による研修も可とする。ただし、実施要項や当日資料等、実施が確認できる書類添付が必須。

●添付書類

・「研修受講日・主催者・内容・時間数」が含まれている次第等、又は、実施団体が発行する「受講証明書」や「受講料領収書」など、受講したことが確認できるものの写し

・「主任介護支援専門員更新研修申し込みのための法定外研修受講記録簿」の写し

※法定外研修受講記録簿を作成・提出することにより、法定外の研修の受講状況を確認する。

●対象とならないもの

・「疾病等の理解」や「制度等の理解」のみを目的としたもの

・個別事例への対応を協議する検討会、地域ケア会議でも個別事例の課題解決を目的としたもの

・一法人が主催するもの(社内研修等)

・業務に従事するにあたり出席が義務付けられているもの(認定調査員研修・県及び市町村が開催する集団指導、制度改正の説明会等)

③ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

日本ケアマネジメント学会又は日本介護支援専門員協会が行う全国大会・ブロック大会も含まれる。

但し5年以内(平成30年度～令和4年度)の発表抄録の発表者本人であること(共同研究者は認めない)

●添付書類 参加証・大会冊子の表紙・プログラムや分科会のテーマ・発表抄録の写し

④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー

●添付書類 有効期限内の「認定書」の写し

⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

5年以内に群馬県社協が実施した介護支援専門員実務研修の実習指導者研修を受講し、かつ、5年以内に当該介護支援専門員実務研修の実習指導(1対1*)を計2年以上にわたり受講者5人以上に行った経験を有する者

*「1対1」とは、1人の受講者に対し1人の指導者が実習の最初から最後まで指導にあたることを指す。(1人の指導者が複数の受講者を指導する場合を含む。)

(例：H30年度3人・R1年度2人に事業所実習指導を行った。)

●添付書類 群馬県社協が交付する介護支援専門員実務研修実習受入証明書の写し

※令和2,3,4年度実施なし(実務研修における居宅介護支援事業所見学・観察実習が中止のため)。

4. **募集定員** 200名 定員を超えた場合は、以下により受講申込みを受け付けますが、大幅に超えた場合は、期限前であっても受付を終了いたします。

【優先順位】

※主任介護支援専門員研修、または、主任介護支援専門員更新研修の修了証明書の有効期限が概ね1年以内に満了する方を優先いたします。

- ① 平成27年度主任介護支援専門員研修を修了した者
- ② 平成28年度主任介護支援専門員研修を修了した者
- ③ 平成29年度主任介護支援専門員研修を修了した者
- ④ 平成30年度主任介護支援専門員研修を修了した者
- ⑤ 令和元年度主任介護支援専門員研修を修了した者
- ⑥ 居宅介護支援事業所の管理者である者
- ⑦ 同一事業所より複数の応募者があった場合、優先順位が高い者
- ⑧ 受講申込みが早い者

※同一事業所から複数の申し込みがある場合、受講申込書（様式1）「4 申込者の優先順位」の欄に受講における優先順位をご記入ください。

5. **日程及び研修内容** ※対面型の研修はありません。全てオンライン研修となります。

研修は、介護支援専門員に対する自らの指導等の実践を振り返り、特に地域づくりに向けた課題の把握やその改善・指導の実践に関する分析・評価を行うことを目的に、主任介護支援専門員として介護支援専門員の指導・支援に関わった実践事例を用いて事例検討を行います。

また、研修については、動画視聴による研修と、オンライン参加による演習研修（7日間）の日程で行われます。研修の日程につきましては別紙日程表をご参照ください。

受講生の達成状況を踏まえて、必要に応じて更に継続学習やOJT等の補足的な学習をしていただきます。

6. **テキストについて**

研修ではテキストを使用し講義・演習を行います。そのため、受講が決定された方については研修で使用するテキストを各自で購入していただきます。

使用するテキストのご案内は受講決定通知時に改めて行います。また、使用するテキストの購入料金については受講料とは別途必要となりますので、予めご了承ください。

7. **受講申込み方法・提出期限**

手順1：まずは、県社協ホームページにある「申込フォーム」から申込を行ってください。

手順2：「受講申込書」及び必要書類を郵送してください。

※「申込フォーム」の場所→ まず、トップページの「新着情報」に掲載されます。

トップページURL <https://www.g-shakyo.or.jp/> 情報場所は以下の通り。

ホーム > 新着情報 > 令和5年度 主任介護支援専門員更新研修について

または、

ホーム > 部署から探す > 福祉人材課 > 介護支援専門員研修 …主任更新研修へ

【申込（申込フォーム、提出書類）期限】

・申込フォーム入力期限：令和5年3月6日（月）までに送信

・提出書類の郵送期限：令和5年3月6日（月）まで [当日消印有効]

書類の提出は、別紙 様式1の「受講申込書」及び必要書類を郵便にて下記あて送付してください。

8. 受講決定の連絡 4月13日(木) 発送予定

受講決定者につきましては、受講申込書の事例等を確認させていただき、主任介護支援専門員としての水準にあると認められる者に対して、受講決定通知を送付いたします。

なお、受講決定者は、**指定期日までに受講料の納付と、指定するテーマに関する指導実践事例(※3)(6頁参照)を提出いただきます。**

※4月20日(木)までに、「受講決定」、「受講不可」のいずれかの通知が届かない場合は、群馬県社会福祉協議会 福祉人材課まで電話連絡(027-255-6035)をお願いします。

9. 受講料 37,000円 (納付方法は受講決定時にお知らせいたします)

お支払いいただいた受講料は返金できませんので、ご了承ください。

※上記金額にテキスト代は含まれておりません。

10. 受講の無効及び研修修了の取り消し

研修受講申込の審査にあたっては、事業者データと照合する等確認作業を行い、事実を反し虚偽又は不正の事実があった場合は受講を取り消すこともあるため、留意のうえ記入してください。

また、研修中の受講態度に不適切な行為等があった場合は、その時点で当該受講の決定を取り消し、研修を修了している場合には修了の決定を取り消すものとします。

その場合、受講料はお返しできませんので、ご了承ください。

また、受講中の事業所や利用者との電話連絡等は認めません。

11. 研修修了後の手続き等

(1) 更新研修の免除

研修修了者は、介護保険法施行規則113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされるため、「介護支援専門員更新研修(専門研修課程Ⅱ)」の受講については免除されます。

(2) 修了証明書の交付

研修修了者には、「主任介護支援専門員更新研修 修了証明書」(以下、「修了証明書」という。)を研修実施機関より交付します。

修了証明書の再交付は行いませんので、大切に保管してください。

(3) 介護支援専門員証の更新手続き

「介護支援専門員証交付申請」についての問合せ先

群馬県健康福祉部 介護高齢課 企画・介護保険係 TEL 027-226-2562

12. 個人情報の取扱いについて

受講申込書及び添付書類の記載事項は、群馬県主任介護支援専門員更新研修の運営、特に受講資格確認、名簿登録、修了証明書発行業務以外の目的には使用いたしません。

13. 問い合わせ先

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課

TEL 027-255-6035 FAX 027-255-6040

※1 「現に介護支援専門員として従事」について

下記【対象事業所等一覧】の事業所又は施設において受講申込日時点で①又は②のいずれかを行っていること。勤務形態は関係ありません。

- ① 介護支援専門員として介護サービス計画書の作成を含む一連のケアマネジメントを行っている。
- ② 介護サービス計画書の作成を含む一連のケアマネジメントを行う介護支援専門員に対して助言指導を日常業務の中で継続的に行っている。

・受講申込時点では、勤務をしていないが、4月1日から勤務をすることが決まっている人は、勤務する事が分かる書類（雇用されることが分かる書類）を添付することで受講申込みが可能です。

・下記の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務のみを行っている場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行う等、介護サービス計画書の作成を行っていない場合、又は介護サービス計画書の作成を行う介護支援専門員に対して助言指導を日常業務の中で継続的に行っていない場合は、「現に介護支援専門員として従事」に該当しません。

【対象事業所等一覧】

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑪ 在宅医療・介護連携支援センター

※2「研修実施機関が提示するテーマ」について

提出事例のテーマは、次の7つのいずれかに該当すること。

1つの事例が2つ以上のテーマに該当しても差し支えありません。

(例：1事例に「認知症に関する事例」と「家族への支援の視点が必要な事例」が含まれる。)

- 1、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
- 2、看取り等における看護サービス活用に関する事例
- 3、認知症に関する事例
- 4、入退院時等における医療との連携に関する事例
- 5、家族への支援の視点が必要な事例
- 6、社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
- 7、状況に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

※3「受講料の納付」と「指導実践事例を提出」について

指定期日までに「受講料」を納付いただき、「指導実践事例」を提出いただけない場合は、受講の取り消しをさせていただきますのでご注意ください。

期日につきましては受講決定通知時に改めてお知らせ致します。

提出される「指導実践事例」については、個人情報保護のため、固有名詞等は必ずマスキングしてください。適切に行われていない場合、再提出となります。

提出課題は他者に相談せず、ご自身で作成してください。また、実務研修実習指導は、指導事例には該当しません。

「指導実践事例」の提出については、受講決定後概ね10日程度で提出いただく予定です。
ホームページ上に事例様式が掲載されますので、事前にご確認ください。

【提出事例マスキングの記載例】

氏名	佐藤さん→Sさん(イニシャル)とはせず、アルファベットでAさん、Bさん、などと記号化する
住所	群馬県前橋市→G県M市(イニシャル)とせず、アルファベットでC県D市などと記号化する
電話番号	〇〇〇-××××などと記載する
生年月日	昭和7年5月16日→年のみを記載する。昭和7年
生活歴	本人の支援に直接関係しない事柄は記載しない。職歴については公務員、建築関係等と特定できないよう配慮して記載。
利用者の被保険情報	保険者／被保険者番号は〇〇〇〇などと書き数字・カタカナ等は記載しない。要介護状態区分は記載。有効期間は年・月・日を記載。身体障害者手帳等に関しては、障害の種類と等級については記載例：H29.10.1～30.3.31
事務所・施設・病院の名称	事業所・施設・病院の名称は、アルファベットでE事業所、F介護保険施設などと記号化する
担当者等の名前	担当者、主治医の名前も、アルファベットで、Gさん、Hさんなどと記号化する
研修受講者本人	受講者名はそのまま記載。

(別 紙)

令和5年度 群馬県主任介護支援専門員 更新研修日程表

	月 日	時 間	内 容
	動画視聴	—	① 研修の進め方について
			②介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の動向
1 日 目	5月12日(金)	9:30~15:30	③認知症に関する事例
2 日 目	5月16日(火)	9:30~15:30	④リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
3 日 目	5月23日(火)	9:30~15:30	⑤家族への支援の視点が必要な事例
4 日 目	6月1日(木)	9:30~15:30	⑥看取り等における看護サービスの活用に関する事例
5 日 目	6月15日(木)	9:30~15:30	⑦社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
6 日 目	6月20日(火)	9:30~15:30	⑧入退院時等における医療との連携に関する事例
7 日 目	6月22日(木)	9:30~15:30	⑨状態に応じた多様なサービス (地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例
		15:30~	事務連絡

※対面型の研修はありません。全てオンライン研修となります。

※③~⑨については、上記に加えて、動画視聴による受講が必要です。

群馬県主任介護支援専門員更新研修にかかる実践事例の提出について
7 類型に該当する主任介護支援専門員としての他の介護支援専門員に対する指導事例を提出してください。必要に応じて複数の項目に該当しても構いません。

○7 類型

類型	項目	内容
1	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	筋力低下改善・日常運動の強化・リハビリテーション実施・住宅改修・福祉用具利用・外出支援・高齢者の外出先の開発・外出時の休息やトイレについて・機能強化ロボット使用 等
2	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	痛みの改善の取組・生活機能低下における対応・死の受容に関する事・緩和療法・葬儀に関する相談対応・遺品に関する相談対応・生きがいの実現・看護サービス利用について終末期の支援 等
3	認知症に関する事例	初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障がい取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的・心理的な状況 等
4	入退院時等における医療との連携に関する事例	医療チームへの伝達・介護チームへの伝達・説明責任・難病の取組・医療の活用・入院における介護負担に関する事・入退所におけるコンプライアンスに関する事・高齢者に多い入院を伴う疾患・感染症・等
5	家族への支援の視点が必要な事例	家族に疾患がある場合の対応・利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応・家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応・家族間の関係性を対応した 等
6	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	地域支援・社会資源と特徴と対応・社会資源との連携・社会資源介入と対応・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度利用・虐待事例 等
7	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス・施設サービス等）の活用に関する事例	住み替えの対応・生活機能促進、利用者の主体的な選択に関する対応・説明と同意に関する事・施設サービスの対応・地域密着サービスの対応・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス・小規模多機能居宅介護活用 等